

質疑・回答書 1/2

告示番号	豊中市上下水道局告示第59号	件 名	令和4年度猪名川流域下水道原田処理場1・2系汚泥焼却設備撤去工事
No	質疑事項	回 答	
1	撤去範囲である余剰ガス燃焼装置及び消化ガス配管内部の消化ガスは、本工事前に除却されているものとの考えでよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、お考え下さい。	
2	特記仕様書23頁(e)ダイオキシン類濃度測定(ガス状物質)にて、『また撤去工事後に、ダイオキシン類が含まれている機器周辺の大気中及び焼却炉・しほ焼却炉・電気集塵機内部のガス状物質及び粒子状物質のダイオキシン類濃度測定の調査を行う。』と記載がありますが、撤去工事中に機器周辺の測定をするという認識で宜しいでしょうか。	ご質問のとおり、お考え下さい。	
3	特記仕様書23頁(f)ダイオキシン類濃度測定(微細粒子)にて、『撤去工事前・後に、ダイオキシン類が含まれている機器周辺の大気中及び焼却炉・しほ焼却炉・電気集塵機内部の微細粒子のダイオキシン類濃度測定の調査を行う。』と記載がありますが、撤去工事前に機器周辺及び焼却炉・しほ焼却炉・電気集塵機内部の測定を、撤去工事中に機器周辺の測定をするという認識で宜しいでしょうか。	ご質問のとおり、お考え下さい。	
4	特記仕様書23頁(h)粉じん濃度測定(空气中、B測定)、(i)粉じん濃度測定(空气中、併行測定)での機器内部の測定3箇所は、撤去工事前の測定が対象であり、撤去工事中の測定は対象ではないという認識で宜しいでしょうか。	ご質問のとおり、お考え下さい。	

質疑・回答書 2/2

告示番号	豊中市上下水道局告示第59号	件 名	令和4年度猪名川流域下水道原田処理場1・2系汚泥焼却設備撤去工事
No	質疑事項	回 答	
5	機械基礎、土間、施設基礎、専焼ボイラ室等の構造物は、残置と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおり、機械基礎、土間、施設基礎、専焼ボイラ室は残置とお考え下さい。	
6	図面E-2にて、自家発動力盤(3)の予備ブレーカーを猪名川放流口ゲート盤に名称変更するとありますが、自家発動力盤(3)の既設メーカーをご教示願います。	自家発動力盤(3)は、富士電機株式会社製の盤です。	
7			
8			

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp